

議第119号

京都市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

京都市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成19年11月16日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

京都市都市公園条例の一部を改正する条例

京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(宝が池公園子どもの楽園の開園時間及び休園日)

第2条の2 宝が池公園子どもの楽園の開園時間及び休園日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

開園時間 午前9時から午後4時30分まで

休園日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

別表3 バレーボールコート の項の次に次の1項を加える。

有 料 駐 車 場	1 回	1 日	500
-----------	-----	-----	-----

別表備考6中「付属設備」を「有料駐車場及び付属設備」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

提案理由

宝が池公園子どもの楽園の開園時間及び休園日を定めるとともに、有料公園施設として有料駐車場を設置することに伴い使用料を定める必要があるので提案する。